

福岡県公報

平成二十年七月十一日
第二千八百四十七号
増刊 ①

目次

規則(第五十号)

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(福祉総務課)

告示(第千百六十六号)

漁業共済の加入区の設定の一部変更

(漁業管理課)

規則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年七月十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項(2)中「一、三三六、〇〇〇円」を「一、三六六、〇〇〇円」に改め、同表七の項(2)中「五〇〇、〇〇〇円」を「五一〇、〇〇〇円」に改め、同表十三の項(2)中「一三七、〇〇〇円」を「一三七、五〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第千百六十六号

漁業共済の加入区の設定(平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十二号)の一部を

次のように変更し、平成二十年六月一日から適用することとしたので、漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第十五条第三項において準用する第七条第三項の規定により公示する。

平成二十年七月十一日

福岡県知事 麻生 渡

表中

かき今津加入区	今津漁業協同組合が行使する かき養殖に係る区画漁業権の 水域	かき養殖業	を
かき今津加入区	北九州東部漁業協同組合が行使する かき養殖に係る区画漁業権のうち 旧今津漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業	に
かき吉田加入区	吉田漁業協同組合が行使する かき養殖に係る区画漁業権の 水域	かき養殖業	を
かき吉田加入区	北九州東部漁業協同組合が行使する かき養殖に係る区画漁業権のうち 旧吉田漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業	に改める。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）